「一と財まる! 「一と財まる! 「一」とはまる! 「一」とはまる! 「一」とはまる! 「一」とはまる! 「一」とはまる! 「一」とはまる! 「一」とはまる! 「一」とはまる! 「一」とはまる! 「一」とはまる!

キャンペーン期間

^{令和} 11/4(火) ▶ 12/30(火)



本商品は新たなご資金(当組合貯金以外)によるお預け入れに限らせていただきます。新たな資金とは本商品の預入原資が申込受付日を基準として 過去1か月以内に他金融機関から預け替えられた資金、または新規で預入された資金とします。すでに契約済みの定期貯金の満期金の振替は対象外です。

JAで2025年"冬"はおトクに貯めよう!

JAうま

四国中央市中之庄町1684番地4 Tel.0896-24-3737 金融部 金融企画課 JAえひめ未来

新居浜市田所町3番63号 Tel.0897-37-1003 金融共済部 貯金課 JA周桑

西条市丹原町池田1701番地1 Tel 0898-68-6266 金融共済部 貯金課 JAおちいまばり

今治市北宝来町1丁目1番地5 Tel.0898-34-1813 金融営業部 金融企画課 JA今治立花

今治市北鳥生町3丁目3番14号 Tel.0898-23-0246 金融共済部 営業課

JA松山市

松山市三番町8丁目325番1 Tel.089-946-1611 金融部 JAえひめ中央

松山市千舟町8丁目128番地1 Tel.089-943-8731 金融部 金融企画課 JA愛媛たいき

大洲市東大洲1582番地 Tel.0893-59-4182 金融部 営業課 JAにしうわ

八幡浜市江戸岡1丁目12番10号 Tel.0894-24-1118 金融部 推進指導課 JAひがしうわ

スマートフォン専用

學學

西予市宇和町卯之町二丁目462番地 Tel.0894-62-1212 金融部 貯金課 JAえひめ南

宇和島市栄町港3丁目303番地 Tel.0895-22-8108 金融部信用企画課



「JAバンクえひめ」は、愛媛県内11JAと 愛媛県信連の総称です。

JAバンクえひめ





Fital Atheration

1. 商品名	フーパー空間腔	<u> </u>	ンレ腔まる! I	A 空間 貯 会 セュ	************************************	
2. ご利用いただける方	スーパー定期貯金(単利型):「ドドーンと貯まる! JA定期貯金キャンペーン」					
	MIN V 1 / V 1 / V					
3. 期間	・定型方式 1年 ・自動継続(元金継続または元利金継続)のお取り扱いとなります。					
4. 預入方法	・一括預入 ・ATM、JAネットバンク、JAバンクアプリプラスでのお預け入れは対象外となります。					
(1)預入方法 (2)預入金額	・一括 頃人 ・・A I M、J A イットハング、J A ハングナブリアグス とのお 頂り 人 れば対 家 外と なりま 9。 ・20万円以上1,000万円未満 ・新たにお預け入れいただく資金を対象とします。					
(3)預入単位	・1円単位					
5. 販売期間	令和7年11月4日(火)~令和7年12月30日(火)					
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。					
7. 利息 (1) 適用金利	・預入時の通常のスーパー定期貯金(1年もの)の店頭表示利率に年0.4%(税引き後0.318%)上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・満期日以降は、通常のスーパー定期貯金(1年もの)に自動継続し、自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。					
(2)利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。					
(3)計算方法						
(4)税 金	・20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・窓口でお問い合わせください。					
(5)金利情報の 入手方法	WHICASIMIA. DAY G //CGA.					
8. 手数料	_					
9. 付加できる特約事項						
9. 11 加てさる付が事項						
	入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。					
10. 中途解約時の取り扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①預入期間が6か月未満の場合解約日における普通貯金利率 ②預入期間が6か月以上1年未満の場合約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。					
11. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等〔全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座 貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除 く。〕と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。					
12. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所(店)または当JA(本商品を					
	申し込まれた該当JA)の下記連絡先にお申し出ください。					
		では規則の制定など苦情等				
	JA名 JAうま	担当部署 金融部 金融業務課	電話番号 0896-24-3737	JA名 JAえひめ中央	担当部署 金融企画課	電話番号
	JAウェ JAえひめ未来			JAZUの中央 JA愛媛たいき	金融部 金融正画际	089-943-8731
	JARAのの未来 JA周桑	金融共済部 貯金課 金融共済部 貯金課	0897-37-1003 0898-68-6266	JAにしうわ	金融部 業務課	0893-59-4182
	JAおちいまばり	金融業務部 信用業務課	0898-34-1817	JAひがしうわ	金融部 貯金課	0894-62-1212
	JA分別立花	金融共済部 営業課	0898-23-0246	IAえひめ南	金融部 信用企画課	0895-22-8108
	JA松山市	金融部	089-946-1611	J11700 19113	35 10A 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	0000 22 0100
	また、「Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情を受け付けております。					
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。					
	上記担当部署またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)					
13. その他参考となる						
事項						
(1)取扱期間	·令和7年11月4日(火)~12月30日(火)					
(2)募集金額	・募集金額の上限は県内JA毎に設定されています。					
(3)その他		具信連では取り扱っておりま) III A	and the second second second second	
	・収扱期間中であっ、	てもお申込み総額が募集金	全額の上限に達し 	た場合や、諸情勢	により取扱を終了するこ	とがあります。
						令和7年11月4日現

令和7年11月4日現在

店舗名 TEL — — 担当者